○津山圏域資源循環施設組合公印規則

平成２１年４月１日
津山圏域資源循環施設組合規則第４号

（目的）
第１条　この規則は、津山圏域資源循環施設組合における公印の管守及び使用その他公印について必要な事項を定めることを目的とする。
（公印の定義）
第２条　この規則で「公印」とは、公文書を作成するために使用する庁印及び職印をいう。
（公印の種類等）
第３条　公印の様式、名称、書体、寸法、使用区分、管守者、印材及び個数は、別表第１のとおりとする。
２　公印は、管守者が責任をもって保管しなければならない。
（準用）
第４条　公印の使用及び取り扱い等については、津山市公印規則（昭和２８年津山市規則第８号）の規定を準用する。

付　　則

この規則は、公布の日から施行する。

付　　則（平成２３年８月２７日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　　則（平成２８年６月１日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

様式（別掲）	名称	書体	寸法	使用区分	管守者	印材	個数
1	津山圏域資源循環施設組合管理者印	てん書	方ミリ21	管理者名をもってする公文書	事務局長	水牛	1
2	津山圏域資源循環施設組合会計管理者之印	同上	21	会計管理者名をもってする公文書及び出納事務用	会計管理者	同上	1
3	津山圏域資源循環施設組合管理者職務代理者印	同上	21	管理者職務代理者名をもってする公文書	事務局長	木	1

4	津山圏域資源循環施設組合事務局長之印	同上	21	事務局長名をもってする公文書	同上	同上	1
5	津山圏域資源循環施設組合会計管理者職務代理者印	同上	21	会計管理者職務代理者名をもってする公文書及び出納事務用	会計管理者	同上	1

別掲様式

（1）

管	施	資	津
理	設	源	山
者	組	循	圏
印	合	環	域

（2）

管	設	資	津
理	組	源	山
者	合	循	圏
之	会	環	域
印	計	施	

（3）

職	組	源	津
務	合	循	山
代	管	環	圏
理	理	施	域
者	者	設	資
印			

（4）

局	設	資	津
長	組	源	山
之	合	循	圏
印	事	環	域
	務	施	

（5）

職	会	循	津
務	計	環	山
代	管	施	圏
理	理	設	域
者	者	組	資
印		合	源